特別清算終結

平成２４年（ヒ）第３号
滋賀県甲賀市甲賀町相模141番地の１
清算株式会社　株式会社ミハヤ
１　決定年月日　平成24年８月31日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
大津地方裁判所民事部

平成２３年（ヒ）第３０３１号
大阪府吹田市桃山台２丁目５番８号
清算株式会社　株式会社酒井酒店
１　決定年月日　平成24年８月30日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（ヒ）第１００３号
神戸市北区有馬町318番地
清算株式会社　奥田エステート株式会社
１　決定年月日　平成24年８月31日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
神戸地方裁判所第３民事部

監督命令

平成２４年（再）第１１号
大阪市北区紅梅町２番17号
再生債務者　日生機工株式会社
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　大阪市中央区北浜２丁目１番３号　北浜清友会館９階　新宅法律事務所　弁護士　新宅　正人
３　監督委員の同意を得なければ再生債務者がすることができない行為として、次のものを指定する。
⑴　再生計画認否の決定までにする場合における次の行為（常務に当たるものを除く。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立てを除く。）
イ　無償の債務負担行為又は権利の放棄
ウ　財産の譲受け
エ　借財、手形割引又は保証
オ　民事再生法49条１項の規定による契約の解除
カ　訴えの提起及び民事保全、調停、支払督促その他これらに準ずるものの申立て並びにこれらの取下げ
キ　和解及び仲裁合意
ク　取戻権、共益債権及び一般優先債権の承認
ケ　別除権の目的である財産の受戻し
⑵　再生計画認可の決定後にする場合における次の行為
ア　重要な財産の処分及び譲受け
イ　多額の借財
⑶　再生手続廃止又は再生計画不認可の決定後にする場合における次の行為（常務に当たるものも含む。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立ても含む。）
イ　⑴のイからケまでに掲げる行為
平成24年８月30日
大阪地方裁判所第６民事部

決議に付する決定

平成２３年（再）第３号
福井県鯖江市和田町第22号５番地
再生債務者　藤本　昌宏
１　決議に付する計画案　平成24年６月21日付け再生債務者提出の再生計画案
２　書面投票期間　平成24年10月１日まで
平成24年８月30日
福井地方裁判所民事部破産・再生係

再生手続終結

平成２０年（再）第４号
兵庫県尼崎市名神町３丁目12番27号
再生債務者　株式会社栄伸堂
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨
⑴　監督委員が選任されている。
⑵　再生計画認可の決定が確定した後３年を経過した。
平成24年８月28日
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２０年（再）第８号
長崎市福田本町1794番地７
再生債務者　濵本　好哉
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨
⑴　監督委員が選任されている。
⑵　再生計画認可の決定が確定した後３年を経過した。
平成24年８月28日　　長崎地方裁判所民事部

再生計画取消

平成１５年（再）第１号
秋田県能代市二ツ井町荷上場字鍋良子出口24番地、認可決定時の住所秋田県山本郡二ツ井町荷上場字柳生167番地６
再生債務者　ワシヤ木工こと　鷲谷　洋悦
１　主文　本件再生計画を取り消す。
２　理由の要旨　平成15年11月18日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成24年８月30日　秋田地方裁判所能代支部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２４年（再イ）第２３号
愛知県一宮市三ツ井７丁目３番20―601号　スペクトル三ツ井
再生債務者　加藤　敬一
１　決定年月日時　平成24年８月31日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年９月21日まで
４　一般異議申述期間　平成24年９月28日から平成24年10月５日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（再イ）第２７９号
札幌市白石区本郷通６丁目北４番１―505号
再生債務者　素野　　剛
１　決定年月日時　平成24年９月３日午前11時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年９月24日まで
４　一般異議申述期間　平成24年10月９日から平成24年10月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（再イ）第９号
北海道夕張郡長沼町旭町北１丁目４番18―202号
再生債務者　山内　政範
１　決定年月日時　平成24年９月３日午後２時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年９月24日まで
４　一般異議申述期間　平成24年10月９日から平成24年10月15日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２４年（再イ）第１０４号
さいたま市大宮区大成町３丁目185番地　ＭＫはうす102号
再生債務者　梶山　貴幸
１　決定年月日時　平成24年８月31日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年９月24日まで
４　一般異議申述期間　平成24年10月９日から平成24年10月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２４年（再イ）第１０８号
埼玉県朝霞市泉水２丁目11番22―505号
再生債務者　松村　功一
１　決定年月日時　平成24年８月31日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年９月24日まで
４　一般異議申述期間　平成24年10月９日から平成24年10月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２４年（再イ）第１１９号
埼玉県桶川市鴨川１丁目10番４号
再生債務者　矢野　広志
１　決定年月日時　平成24年８月31日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年９月24日まで
４　一般異議申述期間　平成24年10月９日から平成24年10月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２４年（再イ）第４０号
神奈川県平塚市東八幡２丁目７番25号
再生債務者　吉田　英信
１　決定年月日時　平成24年９月３日午前11時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年９月24日まで
４　一般異議申述期間　平成24年10月９日から平成24年10月15日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係